

## 第4編 災害復旧・復興

### 第1章 復興体制

#### 【基本方針】

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

#### 【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 復興計画等の策定	市	1 市町村復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	市、県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他市町村の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求

#### 第1節 復興計画等の策定

##### 1 市における措置

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

#### 第2節 職員の派遣要請

##### 1 市における措置

###### (1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

###### (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

###### (3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

## 第2章 公共施設等災害復旧対策

### 【基本方針】

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定が受けられるよう、市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

### 【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	市	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	市	1 指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	市、県	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除
	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等

### 第1節 公共施設災害復旧事業

#### 1 市における措置

市は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

#### 2 災害復旧事業の種類

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- ケ 下水道災害復旧事業
- コ 公園災害復旧事業

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業

##### (3) 都市災害復旧事業

- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

### 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業における財政援助等の決定は、知事の報告その他市が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるので、これらの調査等に積極的に協力し、早期に採択されるよう努めるものとする。

なお、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

#### (1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

#### (2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で、災害復旧事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。

### 4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに

については、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

## 第2節 激甚災害の指定

### 1 市における措置

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 幼保連携型認定こども園及びみなし幼保連携型認定こども園災害復旧事業
- ク 老人福祉施設災害復旧事業
- ケ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- コ 障害者支援施設等災害復旧事業
- サ 婦人保護施設災害復旧事業
- シ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ス 感染症予防事業
- セ 特定私立幼稚園災害復旧事業
- ソ 堆積土砂排除事業 (公共的施設区域内、公共的施設区域外)
- タ 滞水排除事業

#### (2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- エ 土地改良区等の行う滞水排除事業に対する補助

#### (3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### (4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資器材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第3節 暴力団等への対策

#### 1 県警察における措置

##### (1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

##### (2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

##### (3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

#### 2 市及び県における措置

##### (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

##### (2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

#### 3 愛知労働局における措置

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

#### 4 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乘じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する

### 第3章 災害廃棄物処理対策

#### 【基本方針】

- 市は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

#### 【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	市	1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 1(2) 処理体制の確立 1(3) 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬、 処分 1(4) し尿の収集・運搬、処分 1(5) 周辺市町村及び県への応援要請

#### 災害廃棄物処理対策

##### 1 市における措置

###### (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

###### (2) 処理体制の確立

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。

また、発災時には、P C B、石綿含有廃棄物等の有害物質の発生も予想されるため、環境汚染防止や安全管理の徹底などの対策を講じる。

なお、各リサイクル法対象品のうち、リサイクル可能なものは、可能な限りリサイクルルートによる資源化を図ることとする。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、N P O等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

###### (3) 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬、処分

生活ごみ・避難所ごみは、平常時と同一の体制による収集・運搬、処分の継続を基本とするが、発災後に収集・運搬、処分が困難となり、市内の衛生状態の維持に支障が生じる場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請することとする。

###### (4) し尿の収集・運搬、処分

し尿の収集は、被災後の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域を優先して実施し、収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に搬入する。

また、し尿処理施設での処分が困難な場合は、他の市町村や民間業者への処理要請、下水道担当部署との協議のうえで下水道マンホールへの投入を検討する。

#### (5) 周辺市町及び県への応援要請

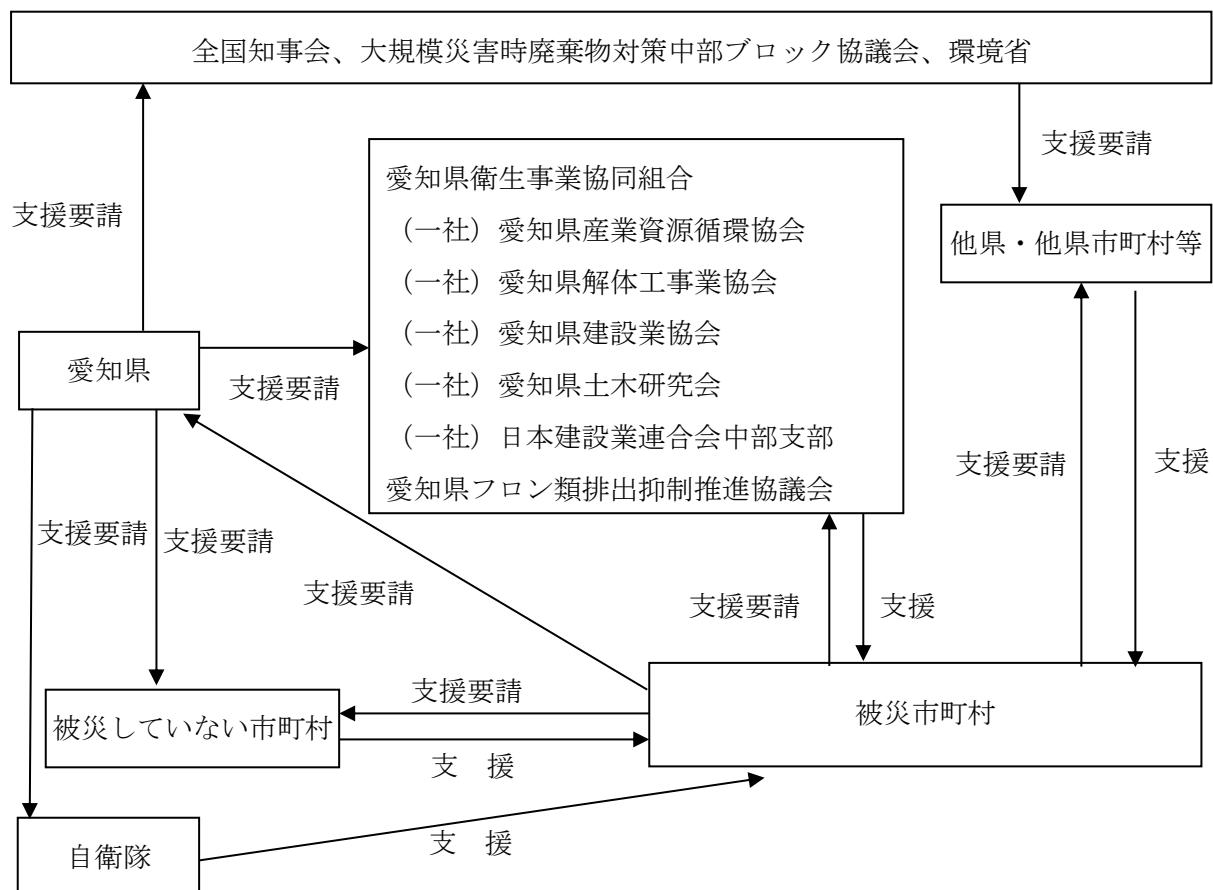
市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年（2014年）1月1日付けで「災害時的一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

##### （資料）

- ・ 災害時的一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定 ..... (参考資料 p. 69)
- ・ 一般廃棄物処理の相互援助に関する協定 ..... (参考資料 p. 71)
- ・ ごみ処理相互応援に関する協定 ..... (参考資料 p. 70)
- ・ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 ..... (参考資料 p. 72)

#### 災害時の支援体制



## 第4章 震災復興都市計画の決定手続き

### 【基本方針】

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

### 【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 第一次建築制限	市	1(1) 市街地の被災状況把握 1(2) 建築基準法第84条の区域（案）の作成及び県への申出 1(3) 市都市復興基本方針の策定と公表
第2節 第二次建築制限	市	1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画の決定
第3節 復興都市計画事業の 都市計画決定	市	1 都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業の都市計画決定

### 第1節 第一次建築制限

#### 1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。また、必要と認める場合は同法第39条の適用も考慮する。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

#### 2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

## 第2節 第二次建築制限

### 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

### 2 被災市街地復興推進地域の都市計画の決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年（1995年）法律第十四号）第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

## 第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

### 1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスター プラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスター プラン、総合計画等を踏まえるものとする。

### 2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

## 第5章 被災者等の再建等の支援

### 【基本方針】

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者等の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

### 【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の交付等	市	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成
	県	2(1) 市への支援等 2(2) 市への情報の提供
第2節 被災者への経済的支 援等	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申 請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 災害見舞金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付、支給
	県	2(1) 被災者生活再建支援金の支給 2(2) 県税の減免等 2(3) 被災者の権利・利益の保全 2(4) 義援金の受付、配分 2(5) 災害見舞金の支給
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付
	被災者生活再建支援法人（公 益財団法人都道府県センタ ー）	4 被災者生活再建支援金の支給
	東海財務局、日銀名古屋支店	1(1) 民間金融機関等に対する要請 1(2) 暴力団等による事業再建名下の 融資金詐欺等の防止
第3節 金融対策	県	2 共済事業を行う中小企業等協同組 合並びに農業協同組合系及び漁業協 同組合系金融機関に対する要請
	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 相談窓口の設置
	県	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 相談業務の支援
第4節 住宅等対策	住宅金融支援機構東海支店	3 住宅相談所の設置及び貸付金の返 済猶予等
	市	1 愛知労働局との連携
	市	1 乳幼児の一時的入園措置

## 第1節 罹災証明書の交付等

### 1 市における措置

#### (1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

#### (2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

### 2 県における措置

#### (1) 市への支援等

##### ア 市への支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市に対し必要な支援を行う。

なお、市から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市の調査体制の強化を図る。

##### イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

### 3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

(2) 市への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

## 第2節 被災者への経済的支援等

### 1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

東海市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年（1974年）東海市条例第37号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため弔慰金を、また、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、見舞金を支給等する。

ア 費用負担

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金	国 2／4、県 1／4、市 1／4
イ 災害援護資金	国 2／3、県 1／3

イ 実施主体

東海市

ウ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

ア 死亡

a 生計維持者の場合	500万円以内
b その他の場合	250万円以内

イ 精神又は身体に著しい障害を受けた者

a 生計維持者の場合	250万円以内
b その他の場合	125万円以内

ウ 災害援護資金貸付

1世帯	350万円以内
-----	---------

(3) 災害見舞金等の支給

市は、災害により家屋が全半壊し、又は床上浸水した世帯の世帯主に対し、「東海市災害見舞金等交付要綱」により、被害の程度により見舞金を贈る。

(4) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徵収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(5) 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

## 2 県における措置

### (1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

### (2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

### (3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

### (4) 義援金の受付・配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

### (5) 災害見舞金の支給

災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

## 3 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

## 4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

被災者生活再建支援法（平成10年（1998年）法律第66号）に基づき、災害救助法適用災害及びこれに準ずる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給された支援金の1/2は国の補助となっている。

## 5 災害生業資金の貸付

災害救助法の規定により、同法を適用した市町村に居住する者で、零細な資本によって生業を営んでいるものが、災害のため住家を全壊、全焼又は流出した場合に、その自立更生をさせるため、災害生業資金の貸し付けを行う。

## 第3節 金融対策

### 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

- (1) 民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。
- (2) 災害時の混乱に乘じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

### 2 県における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

## 第4節 住宅等対策

### 1 市における措置

#### (1) 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

#### (2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

### 2 県における措置

#### (1) 災害公営住宅の建設

被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

なお、災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談業務の支援

市が実施する住宅の再建・補修等に係る相談業務を支援するため、住宅の再建、修理、購入に係る融資等支援情報、既存不適格建築物に係る建築協定の活用等について市に情報提供を行う。

また、相談業務に関する協定に基づき、関係団体に対し、相談員の派遣を要請するとともに、必要に応じて県職員の応援派遣を行うものとする。

### 3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

## 第5節 労働者対策

### 1 市における措置

市は、労働者及び事業主からの相談に対し、保護対策及び職業のあっせん等について、愛知労働局と連携し、労働者対策に万全を期す。

## 第6節 乳幼児の保育

### 1 市における措置

市は、災害復旧のため、保育が必要となった乳幼児を、一時的に保育所等に入所させ、保育を行うものとする。

## 第6章 商工業・農林水産業の再建支援

### 【基本方針】

- 県が行う被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援の情報提供を行うとともに、相談窓口を開設して早期の事業再開を支援する。

### 【主な機関の措置】

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
	県	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 2(4) 観光振興
第2節 農林水産業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧
	県	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧

### 第1節 商工業の再建支援

#### 1 市における措置

##### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報を広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

#### 2 県における措置

##### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

##### (2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

##### (3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

#### (4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

### 第2節 農林水産業の再建支援

#### 1 市における措置

##### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

##### (2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

##### (3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

#### 2 県における措置

##### (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

##### (2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

##### (3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照